

福岡県公報

平成二十六年三月七日
第三千五百七十七号
増刊
①

目次

条 例 (第二号一第五号)

○福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (生活安全課) …………… 一

○福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (健康増進課) …………… 一

○福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (労働政策課) …………… 二

○福岡県農地中間管理事業支援基金条例 (水田農業振興課) …………… 二

再 掲

○福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課) …………… 二

公布された条例のあらまし

◇福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (新社会推進部生活安全課)

1 福岡県消費者行政活性化基金に基づく事業を平成二十六年度まで継続することに伴い、福岡県消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部健康増進課)

1 福岡県地域自殺対策緊急強化基金に基づく事業を平成二十六年度まで継続することに伴い、福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局労働政策課)
1 福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金に基づく事業を平成二十七年まで継続することに伴い、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県農地中間管理事業支援基金条例 (農林水産部水田農業振興課)

1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを目的として、農地中間管理事業を推進するため、福岡県農地中間管理事業支援基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二号

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福岡県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福岡県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三号

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四号

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県農地中間管理事業支援基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県農地中間管理事業支援基金条例

（設置）

第一条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化

の促進を図ることを目的として、農地中間管理事業を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県農地中間管理事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第一号

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福岡県港湾施設管理条例（昭和五十一年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一岸壁、物揚場、棧橋、ドルフィンの中「四・七七」を「四・八九」に、「一〇・七二」を「一〇・九九」に改め、同表可動橋の中「六、三〇〇」を「六、四八〇」に、「六六〇」を「六八〇」に改め、同表荷さばき地の項中「一・七八」を「一・八三」に、「一・一七」を「一・二二」に、「三・五七」を「三・六七」に、「二・三五」を「二・四二」に改め、同表上屋（木造又はブロック構造）の項中「三・七七」を「三・八四」に、「七・五五」を「七・六七」に、「一八八」を「一九四」に改め、同表上屋（鉄骨耐火構造）の項中「八・二六」を「八・四八」に、「二六・五二」を「一六・九七」に、「四一八」を「四三〇」に改め、同表野積場（舗装）の項中「三・一九」を「三・二八」に、「二・一八」を「二・二四」に、「六五」を「六六」に、「四四」を「四五」に改め、同表野積場（未舗装）の項中「二・六三」を「二・七〇」に、「一・八一」を「一・八七」に、「五三」を「五四」に、「三六」を「三七」に改め、同表水面貯木場の項中「一〇・五」を「一〇・八」に改め、同表アンローダの項中「一五・三九三、〇〇〇」を「一五、八三三、〇〇〇」に改め、同表移動式ジブクレーンの項中「九、九四〇」を「一〇、二二〇」に改め、同表冷凍コンテナ用電源設備の項中「二八六」を「二九四」に改め、同表港湾環境整備施設の項中「八四〇」を「八六〇」に、「二、一七〇」を「二、二三〇」に、「五七〇」を「五八〇」に、「五二〇」を「五二〇」に、「一、二八〇」を「一、三一〇」に改める。

別表第四中「一〇・五」を「一〇・八」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県港湾施設管理条例の規定は、施行日以後にされる港湾施設の使用の許可又は入港の届出に係る使用料又は入港料について適用し、同日前にされた港湾施設の使用の許可又は入港の届出に係る使用料又は入港料については、なお従前の例による。